

1 当座勘定規定

改正後	現行
当座勘定規定	当座勘定規定
<p>1～6 「略」</p> <p>7 (手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます。)</u> <u>があります。</u></p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p>8 (手形、小切手用紙)</p> <p>(1)～(3) 「略」</p> <p><u>(4) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます。)</u> <u>があります。</u></p> <p><u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当信漁連(組合)所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当信漁連(組合)が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません</u></p> <p>9～16 「略」</p> <p>17 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影 <u>(電磁的記録により当信漁連に画像として送信されるものを含みます。)</u> を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当連合会は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当信漁連(組合)に画像として送信されるものを含みます。)</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および <u>末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</u></p> <p>18～27 「略」 「削除」</p> <p>28 (保険事故発生時における本人からの相殺) 「略」</p> <p>29 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。 (1)～(2) 「略」 (3) 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。) ①～② 「略」</p>	<p>1～6 「略」</p> <p>7 (手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>「追加」</u></p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>8 (手形、小切手用紙)</p> <p>(1)～(3) 「略」 <u>「追加」</u></p> <p><u>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>「追加」</u></p> <p><u>「追加」</u></p> <p>9～16 「略」</p> <p>17 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当連合会は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および <u>別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします</u></p> <p>18～27 「略」</p> <p>28 (個人情報センターへの登録) <u>個人取引の場合において、次の各項の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3項の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u> <u>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u> <u>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u> <u>3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p>29 (保険事故発生時における本人からの相殺) 「略」</p> <p>30 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。 (1)～(2) 「略」 (3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。) ①～② 「略」</p>

(4)～(7) 「略」

30 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日というものとします。
 - ① 第29条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当連合会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当連合会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 「略」

31 (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) 「略」
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当連合会を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当連合会が承諾したときは、貯金者等は、当連合会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3)～(5) 「略」

32 (規定の変更等)

「略」

【小切手用法】

1～3 「略」

- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、**3桁ごとに「。」を印字**してください。
 なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、**下表の文字一覧のとおり**改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。**また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。**
- (4) **金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。**
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。**ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信漁連名に重なることがないようにしてください。**

6～9 「略」

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6	
漢数字	壹	壹	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	肆

7		8		9		10		100		1,000		10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟
												阡	万
													萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億
 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【約束手形用法】

(4)～(7) 「略」

31 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日というものとします。
 - ① 第30条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当連合会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当連合会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 「略」

32 (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) 「略」
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当連合会を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当連合会が承諾したときは、貯金者は、当連合会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3)～(5) 「略」

33 (規定の変更等)

「略」

【小切手用法】

1～3 「略」

- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。
 なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

「追加」

- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

6～9 「略」

「追加」

【約束手形用法】

改正後

1～3

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「。」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信漁連名に重なることがないようにしてください。

6～9 「略」

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2				3		4			5		6		
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

7		8		9		10		100			1,000			10,000		
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【為替手形用法】

1～4 「略」

5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「。」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信漁連名に重なることがないようにしてください。

7～11 「略」

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2				3		4			5		6		
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

現行

1～3 「略」

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。
 なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

「追加」

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。

6～9 「略」

「追加」

【為替手形用法】

1～4 「略」

5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。
 なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

「追加」

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。

7～11 「略」

「追加」

改正後																	現行
<u>7</u>		<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>			
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬	
<p>〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億</p> <p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください</p>																	以上
																	以上

2. 普通貯金規定

改正後	現行
普通貯金規定	普通貯金規定
<p>1～13 「略」</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当信漁連（組合）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することにより、この貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当信漁連（組合）が解約の通知の届出のあった名称、住所にあてて発送したときに解約されたものとします。</p> <p>①～④ 「略」</p> <p>⑤ <u>この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合</u></p> <p>⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当信漁連（組合）からの確認に応じない場合</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>15～16 「略」</p> <p>17 (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(4)～(8) 「略」</p> <p>18 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいう</p>	<p>1～13 「略」</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当信漁連（組合）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することにより、この貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当信漁連（組合）が解約の通知の届出のあった名称、住所にあてて発送したときに解約されたものとします。</p> <p>①～④ 「略」</p> <p><u>「追加」</u></p> <p>⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当信漁連（組合）からの確認に応じない場合</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>15～16 「略」</p> <p>17 (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(4)～(8) 「略」</p> <p>18 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいう</p>

改正後	現行
<p>ものとしします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ 「略」 (2) 「略」 19 「略」 20（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1) 「略」 (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) 「略」 21 「略」</p> <p>【普通貯金無利息型（決済一般、決済総合、決済随時）に関する特約】 普通貯金無利息型（決済用）に関しては、普通貯金規定（第7条を除きます）に加え、この特約を適用します。普通貯金を普通貯金無利息型（決済用）に変更した場合も同様とします。 1～2 「略」</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>ものとしします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ 「略」 (2) 「略」 19 「略」 20（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1) 「略」 (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) 「略」 21 「略」</p> <p>【普通貯金無利息型（決済一般、決済総合、決済随時）に関する特約】 普通貯金無利息型（決済用）に関しては、普通貯金規定（第7条を除きます）に加え、この特約を適用します。普通貯金を普通貯金無利息型（決済用）に変更した場合も同様とします。 1～2 「略」</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

3. 総合口座取引規定

改正後	現行
<p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>1～19 「略」 20（休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い） (1) 「略」 (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当信漁連（組合）の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指します</u>）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 21～22 「略」</p> <p>【普通貯金無利息型（決済用）に関する総合口座取引規定の特約】 1～2 「略」</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>1～19 「略」 20（休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い） (1) 「略」 (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当信漁連（組合）の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 21～22 「略」</p> <p>【普通貯金無利息型（決済用）に関する総合口座取引規定の特約】 1～2 「略」</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

4. 貯蓄貯金Ⅰ型規定

改正後	現行
<p>貯蓄貯金Ⅰ型規定</p> <p>1～18 「略」</p> <p>19（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1)～(2) 「略」 (3) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）の対象となっている場合に限り。）。 ①～② 「略」 (4)～(6) 「略」</p> <p>20（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。）。 ④ 「略」 (2) 「略」</p> <p>21（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1) 「略」 (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) 「略」</p> <p>22 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>貯蓄貯金Ⅰ型規定</p> <p>1～18 「略」</p> <p>19（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1)～(2) 「略」 (3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）。 ①～② 「略」 (4)～(6) 「略」</p> <p>20（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。）。 ④ 「略」 (2) 「略」</p> <p>21（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1) 「略」 (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) 「略」</p> <p>22 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

5. 貯蓄貯金Ⅱ型規定

改正後	現行
貯蓄貯金Ⅱ型規定	貯蓄貯金Ⅱ型規定
<p>1～17 「略」</p> <p>18 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）の対象となっている場合に限り。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(4)～(6) 「略」</p> <p>19 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>20 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>21 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1～17 「略」</p> <p>18 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）の対象となっている場合に限り。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(4)～(6) 「略」</p> <p>19 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>20 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>21 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

6. 通知貯金（通帳型）規定

改正後	現行
通知貯金（通帳型）規定	通知貯金（通帳型）規定
<p>1. (預入れの最低金額等)</p> <p>(1) この貯金の預入れは1口 <u>50,000円</u>以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。</p> <p>(2) 「略」</p> <p>2～12 「略」</p> <p>13 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有</u></p>	<p>1. (預入れの最低金額等)</p> <p>(1) この貯金の預入れは1口 <u>10,000円</u>以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。</p> <p>(2) 「略」</p> <p>2～12 「略」</p> <p>19 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用</p>

改正後	現行
<p>する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り)を求めます。)</p> <p>①～② 「略」 (3)～(5) 「略」</p> <p>14 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連(組合)が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当信漁連(組合)があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>15 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連(組合)を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連(組合)が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連(組合)に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>16 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り)を求めます。)</p> <p>①～② 「略」 (3)～(5) 「略」</p> <p>14 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連(組合)が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当信漁連(組合)があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>15 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連(組合)を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連(組合)が承諾したときは、貯金者は、当信漁連(組合)に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>16 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

7. 納税準備貯金規定

改正後	現行
<p style="text-align: center;">納税準備貯金規定</p> <p>1～16 「略」</p> <p>17 (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り)を求めます。)</p> <p>①～② 「略」 (4)～(6) 「略」</p> <p>18 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連(組合)が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当信漁連(組合)があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、</p>	<p style="text-align: center;">納税準備貯金</p> <p>1～16 「略」</p> <p>17 (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り)を求めます。)</p> <p>①～② 「略」 (4)～(6) 「略」</p> <p>18 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連(組合)が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当信漁連(組合)があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、</p>

改正後	現行
<p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>19 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>20 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>19 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>20 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

8. 期日指定定期貯金（自動継続型）規定

改正後	現行
<p style="text-align: center;">期日指定定期貯金（自動継続型）規定</p> <p>1～13 「略」</p> <p>14 (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）の対象となっている場合に限ります。）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(4)～(7) 「略」</p> <p>15 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>16 「略」</p> <p>17 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>18～19 「略」</p>	<p style="text-align: center;">期日指定定期貯金（自動継続型）規定</p> <p>1～13 「略」</p> <p>14 (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(4)～(7) 「略」</p> <p>15 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>16 「略」</p> <p>17 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>18～19 「略」</p>

改正後	現行
以上	以上

9. 自由金利型定期貯金（M型） 「スーパー定期」 規定

改正後	現行
自由金利型定期貯金（M型） 「スーパー定期」 規定	自由金利型定期貯金（M型） 「スーパー定期」 規定
<p>1～14 「略」</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1)～(2) 「略」 (3) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）の対象となっている場合に限り。） ①～② 「略」 (4)～(7) 「略」</p> <p>16（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。） ④ 「略」 (2) 「略」</p> <p>17 「略」</p> <p>18（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1) 「略」 (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) 「略」</p> <p>19～20 「略」</p>	<p>1～14 「略」</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1)～(2) 「略」 (3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）に限り。） ①～② 「略」 (4)～(7) 「略」</p> <p>16（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。） ④ 「略」 (2) 「略」</p> <p>17 「略」</p> <p>18（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1) 「略」 (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) 「略」</p> <p>19～20 「略」</p>
以上	以上

10. 自由金利型定期貯金（M型）「スーパー定期」（自動継続型） 規定

改正後	現行
自由金利型定期貯金（M型） 「スーパー定期」（自動継続型）規定	自由金利型定期貯金（M型） 「スーパー定期」（自動継続型）規定
<p>1～14</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1)～(2) 「略」 (3) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）の対象となっている場合に限り。）。 ①～② 「略」 (4)～(7) 「略」</p> <p>16（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。）。 ④ 「略」 (2) 「略」</p> <p>17 「略」</p> <p>18（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1) 「略」 (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) 「略」</p> <p>19～20 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1～14</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1)～(2) 「略」 (3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）。 ①～② 「略」 (4)～(7) 「略」</p> <p>16（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。）。 ④ 「略」 (2) 「略」</p> <p>17 「略」</p> <p>18（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1) 「略」 (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) 「略」</p> <p>19～20 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

11. 自由金利型定期貯金（M型）「スーパー定期」（自動解約型）規定

改正後	現行
自由金利型定期貯金（M型） 「スーパー定期」（自動解約型）規定	自由金利型定期貯金（M型） 「スーパー定期」（自動解約型）規定
<p>1～14</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1)～(2) 「略」 (3) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）。</p>	<p>1～14</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1)～(2) 「略」 (3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）。 ①～② 「略」</p>

改正後	現行
<p>①～② 「略」 (4)～(6) 「略」 16 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ 「略」 (2) 「略」 17 (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) 「略」 (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) 「略」 18～19 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(4)～(6) 「略」 16 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ 「略」 (2) 「略」 17 (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) 「略」 (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) 「略」 18～19 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

12. 自由金利型定期貯金「大口定期」規定

改正後	現行
<p style="text-align: center;">自由金利型定期貯金「大口定期」規定</p> <p>1～11 12 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1)～(2) 「略」 (3) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。 ①～② 「略」 (4)～(7) 「略」 13 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ 「略」 (2) 「略」 14 「略」 15 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p>	<p style="text-align: center;">自由金利型定期貯金「大口定期」規定</p> <p>1～11 12 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1)～(2) 「略」 (3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。 ①～② 「略」 (4)～(7) 「略」 13 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ 「略」 (2) 「略」 14 「略」 15 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p>

改正後	現行
<p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>16 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>16 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

13. 自由金利型定期貯金「大口定期」（自動解約型）規定

改正後	現行
<p style="text-align: center;">自由金利型定期貯金 「大口定期」（自動解約型）規定</p> <p>1～12</p> <p>13（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）の対象となっている場合に限ります。）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(4)～(6) 「略」</p> <p>14（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>15（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>16 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">自由金利型定期貯金 「大口定期」（自動解約型）規定</p> <p>1～12</p> <p>13（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(4)～(6) 「略」</p> <p>14（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>15（休眠預金等代替金に関する取扱い） (1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>16 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

14. 変動金利定期貯金規定

改正後	現行
変動金利定期貯金規定	変動金利定期貯金規定
<p>1～13 「略」</p> <p>14（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）の対象となっている場合に限り。）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(4)～(7) 「略」</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>16 「略」</p> <p>17（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>18～19 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1～13 「略」</p> <p>14（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）の対象となっている場合に限り）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(4)～(7) 「略」</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>16 「略」</p> <p>17（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>18～19 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

15. 変動金利定期貯金（自動解約型）規定

改正後	現行
変動金利定期貯金（自動解約型）規定	変動金利定期貯金（自動解約型）規定
<p>1～14 「略」</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）の対象となっている場合に限り。）。</p> <p>①～② 「略」</p>	<p>1～14 「略」</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1)～(2) 「略」</p> <p>(3) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）の対象となっている場合に限り）。</p> <p>①～② 「略」</p>

改正後	現行
<p>①～② 「略」 (4)～(6) 「略」 16 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ 「略」 (2) 「略」 17 (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) 「略」 (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) 「略」 18～19 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(4)～(6) 「略」 16 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② 「略」 ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ 「略」 (2) 「略」 17 (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1) 「略」 (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 (3)～(5) 「略」 18～19 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

16. 積立定期貯金規定

改正後	現行
<p>積立定期貯金規定</p>	<p>積立定期貯金規定</p>
<p>1～13 「略」 14 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1) 「略」 (2) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）の対象となっている場合に限ります。 ①～② 「略」 (3)～(5) 「略」 15 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ 「略」 (2) 「略」 16 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p>	<p>1～13 「略」 14 (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 (1) 「略」 (2) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。 ①～② 「略」 (3)～(5) 「略」 15 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ①～② ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。 ④ 「略」 (2) 「略」 16 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p>

改正後	現行
<p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>17～18 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>17～18 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

17. 新型積立定期貯金規定

改正後	現行
<p style="text-align: center;">新型積立定期貯金規定</p> <p>1～14 「略」</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p>当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）の対象となっている場合に限り。）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>16（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。）。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>17（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>18～19 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">新型積立定期貯金規定</p> <p>1～14 「略」</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p>当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>16（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。）。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>17（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>18～19 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

18. 漁協積立貯金（Ⅰ型）規定

改正後	現行
<p>漁協積立貯金（Ⅰ型）規定 <自動継続積立定期貯金規定></p>	<p>漁協積立貯金（Ⅰ型）規定</p>
<p>1～14</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）の対象となっている場合に限り）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>16（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り）。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>17（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>18 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1～14</p> <p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>16（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り）。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>17（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>18 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

19. 漁協積立貯金（Ⅱ型）規定

改正後	現行
<p>漁協積立貯金（Ⅱ型）規定 <自動継続積立定期貯金規定></p>	<p>漁協積立貯金（Ⅱ型）規定</p>
<p>1～14</p>	<p>1～14</p>

改正後	現行
<p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）の対象となっている場合に限り、）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>16（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、）。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>17（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>17 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>15（休眠預金等活用法に係る異動事由） 当連合会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>16（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、）。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>17（休眠預金等代替金に関する取扱い）</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>17 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1～16 「略」</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当連合会は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金 等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動 事由として取り扱います。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 積金契約者等等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「積金契約者等」といいます。</u>）から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(3) <u>積金契約者等</u>からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>(4) <u>積金契約者等</u>からの残高の確認があったこと</p> <p>(5) <u>積金契約者等</u>からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>①～⑤ 「略」</p> <p>(6) 「略」</p> <p>18 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>19 「略」</p> <p>20 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、積金契約者等は、当信漁連（組合）を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、積金契約者等は、当信漁連（組合）に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>21～22 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1～16 「略」</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当連合会は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金 等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動 事由として取り扱います。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 積金契約者等から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>(3) <u>積金契約貯金者等</u>からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>(4) <u>貯金者等</u>からの残高の確認があったこと</p> <p>(5) <u>貯金者等</u>からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>①～⑤ 「略」</p> <p>(6) 「略」</p> <p>18 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>①～② 「略」</p> <p>③ 当信漁連（組合）が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>④ 「略」</p> <p>(2) 「略」</p> <p>19 「略」</p> <p>20 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の場合、積金契約者等は、当信漁連（組合）を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、積金契約者は、当信漁連（組合）に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p>(3)～(5) 「略」</p> <p>21～22 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;">ローン融資約款</p> <p>第1条～第18条 「略」 第19条（届出事項） 1 「略」 2 借主および連帯保証人が前項の届出を怠る、あるいは借主 および連帯保証人 が連合会（組合）からの請求を受領しないなどの借主 および連帯保証人 の責めに帰すべき事由により、連合会（組合）が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には通常到達すべきときに到達したものとします。 3 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">ローン融資約款</p> <p>第1条～第18条 「略」 第19条（届出事項） 1 「略」 2 借主および連帯保証人が前項の届出を怠る、あるいは借主が連合会（組合）からの請求を受領しないなどの借主の責めに帰すべき事由により、連合会（組合）が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には通常到達すべきときに到達したものとします。 3 「略」</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>